

認定日本語教育機関認定申請手続における変更点

※令和6年度2回目申請から変更

1. 申請者全体に対する見直し

書類の種類	変更前	変更後
添付書類（10）	本務等教員の社会保険証等の写しを提出。	校長・事務統括者・本務等教員（主任教員を含む）の雇用証明書を提出。
添付書類（14）	日本語教育歴全ての期間について提出が必要。	認定基準等で定める各教員の要件を満たすことが確認できる範囲において提出が必要。

2. 法務省告示校に対する見直し

書類の種類	変更前	変更後
添付書類（11）	校長・主任教員・教員の最終学歴を証する書類	一部の教員（※）を除き、提出は不要。
添付書類（12）	大学又は大学院における日本語教育に関する教育課程又は科目の履修状況を確認できる書類	
添付書類（13）	検定合格又は養成機関修了の証明書	
添付書類（14）	他校等での教育経験者の在職証明書	
添付書類（21）	設備・備品購入を証明できる書類	提出は不要。
添付書類（22）	教材等の一覧表	

※出入国在留管理庁による告示以降に、日本語教育機関の告示基準第1条第1項第42号に基づく報告を行っていない教員については、提出が必要。